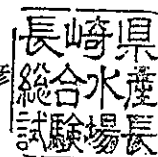


一般競争入札の実施（公告）

次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

平成29年3月17日

長崎県総合水産試験場長 柳村 智彦



1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び予定数量

29総水第5号 長崎県総合水産試験場漁業調査船用燃料単価契約

予定数量(契約期間中) 燃料用A重油 61,800リットル

燃料用免税軽油 33,300リットル

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成29年4月6日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所

新長崎漁港（三重式見港）を主な納入場所とする長崎県内一円（離島部を除く。）

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) 本社又は支社（支店・営業所等含む。）を長崎県内に登録していること。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号。以下「告示」という。）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10に掲げる入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10に掲げる入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者であること。

3 入札参加条件

次の条件をすべて満たしている者であること。

(1) 当該調達案件について、入札説明書の内容を契約に基づき確実に、かつ直ちに履行できる者であること。

(2) 当該調達案件について、入札説明書の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

4 入札の方法等

(1) 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、3回を限度とする。

(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

(5) 電送及び郵送による入札は認めない。

(6) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

5 最低制限価格

設定しない。

- 6 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(名称) 長崎県総合水産試験場 管理部 総務課
(住所) 〒851-2213 長崎市多以良町1551-4
(電話) 095-850-6293
- 7 契約条項を示す場所
6に掲げる部局とする。
- 8 入札説明書の交付期間及び場所
(期間) この公告の日から平成29年3月30日まで(県の休日を除く。)の間で、かつ時間は、午前9時から午後5時までの間とする。
(場所) 6に掲げる部局とする。
- 9 入札説明会の日時及び場所
行わない。
- 10 入札及び開札の日時及び場所
(日時) 平成29年4月6日(木曜日) 11時00分
(場所) 長崎県総合水産試験場 本館棟 1階 研修室
入札及び開札当日が悪天候(暴風雨等)等の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に6に掲げる部局に確認すること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
契約金額(契約単価に予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をいう。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 長崎県総合水産試験場長を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任者の届出済の印鑑を押印した委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(6)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づく排除措置を受けている者が入札したとき。
 - (6) 入札者が参加資格に定める業務実績を有していなかったとき。
 - (7) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
 - (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (9) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 14 落札者の決定方法
 - (1) 入札説明書に示した規格毎の入札単価がすべて長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、各規格の入札単価に予定数量を乗じたものの

合計(単価入札書の合計欄の金額)が、予定総価格の制限の範囲内で最低入札をした1者を契約の相手方とする。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものでない。
- (3) その他、詳細は、長崎県財務規則(昭和39年長崎県財務規則第23号)及び入札説明書による。